

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 消防・防災  
 施策番号: 11 - 01

## 1 基本情報

施策名	11 消防・防災	展開方向	01 火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
主担当局	消防局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値								進捗率 (R1)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2~R4	
A 人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く) <small>(※下段( )は全国平均値)</small>	↓	全国平均値以下 人	0.86 (1.00)	1.50 (0.99)	0.65 (0.95)	0.43 (0.87)	0.22 (0.90)	1.51 (0.93)	0.65 (0.94)		100%
B 消防団員の充足率 <small>(※下段( )は全国平均値)</small>	↑	全国平均値以上 %	92.2 (93.2)	91.8 (92.9)	90.5 (92.8)	90.1 (92.5)	88.2 (92.2)	89.9 (91.8)	89.4 (90.4)		98.9%
C バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率(目撃のある心原性心臓停止)	↑	60.0 %	54.5	56.5	46.4	48.3	51.5	53.2	56.8		94.7%
D 高齢者の一般負傷のうち、屋内転倒が占める割合	↓	50.0 %	52.6	55.0	52.7	56.1	56.6	55.1	55.2		90.6%
E											

## 3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	救急隊増隊事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	消防庁舎等整備事業(西消防署大庄出張所建替え)
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)		総合戦略	⑤
行政が取り組んでいくこと ■消防・救急・救助体制の充実		総合戦略	⑤
<p>【消防団の充実強化】                      (目的)地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、震災や水災等の大規模災害に対応できる消防力を確保するもの。                      (成果)①地域実情に応じた入団促進活動のほか、消防団応援事業所のPR活動を展開し、新たに2事業所の加入につながった。なお、2年に一度の役員改選時期は消防団員数が大幅に減少するが、令和元年度は入団促進活動の成果により、5人の減少に留まった。(退団者44人:新規入団者39人)。(目標指標B)                      (課題)①依然、本市においても全国的な傾向と同様に、若年層人口の減少、被雇用者の増加等により、入団者の確保が困難となっている。</p> <p>【予防救急の推進】                      (目的)高齢者の家庭等における転倒、転落による負傷が増加しているため、救急搬送につながる事故等を予防する方策を普及啓発するとともに、子育て世代のニーズに合わせ、乳幼児の家庭内の事故等を防ぐことにより、市民の安全・安心につなげるもの。                      (成果)②関係部局と連携し、老人会等の高齢者団体、子育てサークル等乳幼児の保護者その他救命講習の受講者に対し、予防救急の講話を行うとともに、市報等を活用し、啓発活動を実施した。また、地域から孤立する高齢者等へ予防救急を普及するには、高齢介護施設職員、ケアマネジャー等との連携が必要であるため、医療・介護連携協議会に参画した。                      (課題)②予防救急を受講する団体及び実施数は拡大したものの、指標の数値は横ばいであるため、家庭内での事故等の軽減を図りつつ、救急要請を行う可能性が高い高齢者に対し、さらなる予防救急の普及啓発が必要である。(目標指標D)</p> <p>【救急体制の充実強化】                      (目的)複雑多様化する救急需要に対し、救急隊員の教育訓練体制を充実強化し、救急業務の更なる向上を図るもの。                      (成果)③高齢化に伴う救急需要の増加に対応するため、救急繁忙期において臨時救急隊を編成するなど対策を講じつつ、救急隊増隊に向け関係部局と調整し、令和3年度から10隊目の救急隊を北消防署に配置することとした。                      (課題)③令和3年度の増隊を確実に実現し、その効果を検証するとともに、高齢化に伴う救急需要のさらなる増加が予想される中、不要不急の救急要請を抑制するため、あらゆる手法を模索して取り組む必要がある。</p> <p>【市民、事業者による救命活動の推進】                      (目的)心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するもの。                      (成果)④心肺蘇生法等の応急手当の普及については、市ホームページからのWeb申込を取り入れ、広く受講者を募るとともに、より高度な技術・知識の習得を目的とした上級救命講習や成人・小児に対する普通救命講習を実施した。また、事業所や学校等においては、応急手当を指導する応急手当普及員を養成するとともに、救急事案の初動から救急隊引き継ぎまでの一連の行動を訓練する救急シミュレーション訓練を、市内中学校に加え、新たに小学校に対しても実施した。                      (課題)④バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の実施率上昇につなげるため、応急手当普及員のさらなる活用を努める必要がある。(目標指標C)</p>			
行政が取り組んでいくこと ■消防施設等の整備・充実		総合戦略	-
<p>【火災による死者数0(ゼロ)】                      (目的)災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)を充実させ、引き続き火災による死者数を全国平均値以下(最終目標は死者数0)とするもの。                      (成果)⑤令和元年中の火災による死者については、前年より5人減の3人であったことから、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)は0.65人となり、目標値である全国平均値以下となった。(目標指標A)                      (課題)⑤直近5か年の本市の平均は、0.69であり、全国平均値0.92を下回っているが、単年度比較では上回る年がある。継続して目標値を達成するために、迅速的確な災害対応を実施し、引き続き消防施設等の整備・充実を図るとともに、隊員のスキルアップと消防活動体制のさらなる充実が必要である。</p> <p>【消防指令管制システムの維持管理】                      (目的)119番通報の受報を端緒として、市民の安全・安心を直接担う消防指令管制システムを24時間365日安定稼働させるもの。                      (成果)⑥消防指令管制システムの保守管理業務を行うとともに、新たな消防指令管制システムの更新のため、コンサルタント事業者の支援を受け、プロポーザル方式によるシステム整備事業者を選定し、契約の締結を行い、システム整備業務(2か年整備)を開始した。                      (課題)⑥現行の消防指令管制システムの維持管理を継続しつつ、令和3年度運用開始に向け、確実に更新整備事業を進める必要がある。</p>			

## 6 評価結果

令和2年度の取組	
【消防団の充実強化】 ①新型コロナウイルス感染症対策として、消防団員の感染防止に留意し、災害出動体制を維持しながら、行事、研修、訓練及び入団促進活動に取り組む。	<p>・消防団の人員確保については、地域事情に応じた入団促進活動を推進することにより、全国の消防団員充足率の減少幅以下に抑えることができた。今後も、消防団応援事業所のさらなる増加に向けた取組を実施するなど、引き続き入団促進を図っていく。</p> <p>・予防救急の推進にあたっては、引き続き老人会や子育てサークル、医療・介護連携協議会等と連携し、予防救急の啓発を実施する。とりわけ、高齢者については、地域包括支援センターや地域振興センター等と連携し、予防救急を推進することで、家庭内での事故等の減少につなげていく。</p> <p>・高齢化の進行と人口減少の両面を見据える中で、引き続き救急体制の維持とあわせて、消防体制の見直しや署所の統廃合について検討していく。</p>
【予防救急の推進】 ②医療・介護連携協議会と連携し、高齢介護施設職員、ケアマネジャー等とともに、地域から孤立し、講習等に参加経験が無い高齢者に対し、予防救急の普及啓発を実施する。また、子育て世代に対しては、引き続き救命講習を実施するとともに、さらなる受講対象及び受講者の拡大を図る。	
【救急体制の充実強化】 ③新型コロナウイルス感染症対策として、救急隊員等の健康管理や感染防止対策の徹底を行い、さらなる救急業務体制の強化を図る。また、令和3年度の増隊に向けては、人員、車両及び施設の整備を図るとともに、医療・福祉事業者と連携するなど、不要不急な救急要請の抑制を図る。	
【市民、事業者による救命活動の推進】 ④心肺蘇生法等の応急手当について、事業所等における応急手当普及員が指導する救命講習の実施を推進し、受講機会の拡大を図る。また、教育委員会等と連携し、引き続き市内全ての小学校の「救急シミュレーション訓練」を実施する。	
【火災による死者数0(ゼロ)】 ⑤消防車両・装備・消防水利の適切な整備、現場指揮体制のさらなる充実、消防活動の検証に努めるとともに、訓練・研修を通じて各隊員のスキルアップに取り組む。	
【消防指令管制システムの維持管理】 ⑥消防指令管制システムの整備事業者と十分な調整及びプロジェクト管理を実施し、システム更新整備を確実に実施する。	
主要事業の提案につながる項目	
【救急体制の充実強化】 ③緊急性の高い傷病者の元に救急出動するため、関係部局と調整を図り、不要不急の救急要請を抑制する取組に着手する。	
【車両維持整備業務の民間委託】 消防車両の維持整備業務について、令和3年度までに整備工場庁舎の廃止を含め、民間事業者への委託化等の手法について引き続き検討する。	

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 消防・防災  
 施策番号: 11 - 02

## 1 基本情報

施策名	11 消防・防災	展開方向	02 地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
主担当局	危機管理安全局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合	↑	90.0	%	66.4	78.4	73.6	79.6	76.5	78.5	77.6		86.2%
B 情報伝達の取得手段が無い(取得したことが無い)市民の割合	↓	13.6	%	—	28.6	24.2	21.2	20.6	15.3	15.1		90.1%
C												
D												
E												

## 3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	防災対策等事業(災害情報システムの導入)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	防災情報通信事業
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	防災対策等事業(被災者支援システムの導入)
2	
3	
4	
5	

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	総合戦略	⑤
<p>行政が取り組んでいること ■ 防災対策の充実</p> <p>【防災情報の確かな伝達に向けた取組】                      (目的)災害時に必要不可欠となる「避難情報」や「生活情報」等の防災情報を確実に市民等に伝達するため、多層的な情報伝達手段の整備等に取り組む。                      (成果)①市内の75自主防災会と防災情報の伝達について意見交換を行い、メールやFAXを活用するなど、市から自主防災会会長への情報伝達手段を構築し、更にそこから福祉協会会長へ、電話やポスティングといった地域独自の手法で情報を拡散するなど、地域の情報伝達の仕組みづくりに連携して取り組んだ。また、構築した情報伝達手段を活用し、台風接近時や新型コロナウイルス感染症対策に関する情報等を随時提供し、地域への拡散に努めた。(目標指標A・B)                      ②パソコンや携帯電話を持っていない方へ防災情報を伝達するため、上記での情報拡散に加え、各地域振興センターによる広報車での発信や、公共施設への防災情報の掲示といったアナログ的な情報発信を強化した。(目標指標A・B)                      ③市からの防災情報を電話で再生し確認できる「災害情報電話サービス」を新たに導入し、情報伝達手段の多層化を図るとともに、複数の手段による情報伝達の作業を同時一斉で可能とする「一斉配信機能」も導入し、情報伝達の遅れや漏れ等の防止を図った。(目標指標B)                      ④市からの防災情報をメールで取得できる「尼崎市防災ネット」について、市報や地域の防災訓練、防災講座等で周知啓発に努めた結果、登録者数は25,414人(令和2年3月31日現在)となり、平成30年度と比べ、6,707人増加した。また、動画や地図などを表示でき、音声読み上げ機能も備えたアプリ版についても、令和元年5月より提供を開始し、同様に周知啓発に努め、登録者数が11,729人となった。(目標指標B)                      (課題)①②③地域の情報伝達の仕組みづくりを、自主防災会以外の地域団体にも広げていく必要がある。また、これまで自主防災会と取組を進めてきた情報伝達の仕組みづくりに基づき、引き続き情報の拡散が図られるよう、地域との関係強化に努めていく必要がある。                      ③令和元年度に導入予定としていたVアラートについて、事業者の撤退により導入を見送ったことに伴い、アナログの防災ラジオや戸別受信機に代わる情報伝達手段について再検討を行い導入を進めていく必要がある。</p> <p>【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】                      (目的)津波や洪水等の災害発生時における円滑な避難行動を支援するための取組を推進し、市民等の生命と身体を守る。                      (成果)⑤令和元年度に全戸配布した「尼崎市防災ブック」や「津波・洪水・内水ハザードマップ」を活用し、市政出前講座や地域で行われる訓練・研修会等で、個人や各家庭で水害からの具体的な避難行動のシミュレーションにつながる啓発に取り組んだ。また、兵庫県において想定最大規模の高潮の浸水想定区域図が公表されたことを受けて、本市においても高潮ハザードマップを見直し、作成を行った。                      (課題)⑤高潮ハザードマップについての周知を図っていくとともに、兵庫県の高潮災害に係る判断・伝達ガイドラインの改訂時期に合わせて、市の判断・伝達ガイドラインの整備について検討する必要がある。</p> <p>【行政の災害対応力の向上】                      (目的)災害時における迅速かつ的確な初動対応や自衛隊・各インフラ事業者との連携強化等、行政の災害対応力の向上を図る。                      (成果)⑥平成30年度の災害対応における課題を踏まえ、災害時に市がどのような態勢をとっているのか、市民をはじめ職員にもわかりやすいよう、事態のフェーズに応じた「災害警戒本部」と「災害対策本部」という組織名称に変更した。加えて、職員の動員権限の明確化、防災配備指令の整理といった、市災害対策本部の機動的な対応に必要な防災配備態勢を見直した。                      ⑦南海トラフ巨大地震の想定避難者数に対応した災害備蓄品の数量と保管場所の拡大に取り組んでおり、食料は平成30年度の約10万食から11万食に、保管場所は15カ所から17カ所に拡大した。また、避難場所への冷暖房器具、液体ミルク及びWi-Fi環境の提供、物資輸送等の防災協力に関する協定を6事業者と締結した。                      ⑧平成30年度の台風第21号による停電対応を踏まえ、関西電力による市への連絡員の派遣や公共施設等の優先復旧等、停電時の対応における連携体制を強化した。                      ⑨災害情報を効果的に収集するためのTwitter等のSNSを活用した取組について、先進都市の視察を行う等、導入に向けた検討を行った。                      ⑩災害時の公共交通機能の停止等に伴う帰宅困難者対策について、平成30年度に行ったインフラ事業者等との意見交換を踏まえ、課題の抽出を行った。                      ⑪令和2年2月27日に「尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症の帰国者・接触者相談センターの設置や市のイベント・行事の中止(延期)、休業期間中の学校における児童受入れ等に加え、社会福祉施設等へ消毒液やマスクの提供を行い、感染拡大防止対策に取り組んだ。                      (課題)                      ⑧⑨継続して防災関係機関との連携を強化していくとともに、巨大台風襲来時には、停電等の災害情報が膨大に発生することが想定されるため、市災害対策本部で災害状況を迅速に把握する仕組みづくりが必要である。                      ⑩帰宅困難者対策として、情報提供のあり方や物資提供のあり方について検討する必要がある。                      ⑪新型コロナウイルス感染症と台風等の自然災害との複合被害を防止するため、避難者への感染症等の対策を検討する必要がある。</p>		

## 6 評価結果

令和2年度の取組
<p>【防災情報の確かな伝達に向けた取組】                      ①自主防災会だけでなく、地区民生児童委員協議会などの地域に密着した団体とも連携を行うことにより、防災情報の取得が困難な高齢者等へ更なる情報伝達を図る。                      ②令和元年度に導入した「災害情報電話サービス」について、パソコンや携帯電話を持っていない方にも広く認知し利用されるよう、電話番号等の効果的な広報を図っていく。                      ③現在、社会福祉連絡協議会会長や自主防災会、民生児童委員等に配布しているアナログの戸別受信機や防災ラジオについては、令和4年11月に使用期限を迎えるためこれに替わる情報伝達手段について、消防庁のアドバイザー派遣事業の活用を行った上で、導入を進める。</p> <p>【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】                      ⑤令和元年度に見直し、作成した高潮ハザードマップを改めて市内に全戸配布するとともに、地域の防災訓練や防災講座等で活用することで、高潮災害についての理解を深めていく。また、本市の高潮災害に係る避難勧告等に必要な情報を整理し、判断・伝達ガイドラインの整備を進めていく。</p> <p>【行政の災害対応力の向上】                      ⑧本市を含め兵庫県、阪神間各市町、防災関係機関と合同で実動形式の防災訓練を実施する。                      ⑨Twitterのハッシュタグを活用した災害情報の収集を運用していくとともに、災害情報を一元的に集約・共有する「災害情報システム」を市災害対策本部に導入し全庁的な訓練を実施する。                      ⑩帰宅困難者対策として、避難場所等の情報発信や近隣の公共施設等の開放、備蓄品の提供等に向け、関係機関との連携について検討を行う。                      ⑪新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する市民や事業者の不安の軽減や解消に向け総合サポートセンターを設置・運営し、そこで把握した市民ニーズ等を踏まえながら今後の支援につなげていく。                      ⑫引き続き、新型コロナウイルス感染症に関連する情報や庁内の取組等を取りまとめ、「尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部」を適宜運営するとともに、新型コロナウイルス感染症と台風等の自然災害との複合被害を防止するため、避難者への感染症等の対策に取り組むとともに、備蓄品の確保に努め、地域や関係機関と連携した対策を行っていく。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p> <p>【防災情報の確かな伝達に向けた取組】                      ③令和4年11月に使用期限を迎えるアナログの戸別受信機や防災ラジオに替わる情報伝達手段について、導入を進める。</p>

・新型コロナウイルス感染症対策においてICTの活用が注目される中、アナログの戸別受信機や防災ラジオに代わる情報伝達手段については、Vアラートの導入を見送ったことを機に、費用対効果を検証しながら、抜本的に見直す必要がある。

・自然災害時に迅速な対応を図るためにも、「尼崎市役所(公式)Twitter」に寄せられた災害情報や、道路等の危険箇所通報システム「あまレボ」等の情報を、速やかに一元化する仕組みを構築する。

・また、避難所が過密になり、新型コロナウイルスなどの感染症がまん延するといった複合被害を防止するため、避難所対策についてのガイドラインを作成した。今後、防災訓練で活用する中で、体温計の持参など新たな避難時の心得について市民等への周知に取り組んでいく。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 消防・防災  
 施策番号: 11 - 03

## 1 基本情報

施策名	11 消防・防災	展開方向	03 地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。
主担当局	危機管理安全局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数	↑	75	会	—	—	—	54	51	52	54		72.0%
B 立入検査の実施率	↑	20.0	%	18.9	17.6	16.3	23.3	24.2	26.7	31.2		100%
C 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数	↑	75	力所	25	32	39	45	53	61	70		93.3%
D												
E												

## 3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	災害時要援護者支援事業(支援体制づくりの推進)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	総合戦略	⑤
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■市民・事業者における火災予防等</p> <p>【違反是正の促進】                      (目的)防火対象物の消防法令違反を立入検査等で改善指導することで、災害の未然防止を図るもの。                      (成果)①不特定多数の者や自力避難が困難な者が出入りする特定防火対象物を重点的に5,901件(31.2%)の立入検査を実施し、目標値を大きく上回った。(目標指標B)                      ②違反処理の実効性向上や効果的な査察を更に推進するため、査察員の増強など予防査察体制を強化する中で、防火対象物・危険物施設18対象に対し20件(警告13件、命令7件、重複含む)の違反処理を実施した結果、11対象物の消防法令違反が是正された。                      (課題)②消防法令違反の是正促進を図るためには、査察員の査察能力向上による予防査察体制の更なる充実が必要である。</p>	総合戦略	⑤
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■地域における防災体制の充実支援</p> <p>【地域防災力の向上支援】                      (目的)地域住民が主体となって行う防災訓練や防災研修会等を支援し、「自助」「共助」といった地域のかで災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。                      (成果)③昨年度に引き続き、防災知識の学習や、災害時におけるまちのリスクや資源の確認、住民相互の情報共有を図るため、地域住民による「防災マップづくり」の支援に取り組んだ結果、防災マップを作成した地域は平成30年度から9地域増の70地域となった。(目標指標A・C)                      ④市内75自主防災会のうち54団体が取り組んだ防災訓練等の活動を支援した。また、様々な地域活動の主体により構成された園田北小学校区まちづくり協議会の防災活動を支援し、「防災マニュアル」の作成に取り組んだ。(目標指標A)                      (課題)③他の地域と比較して区域が広大であることなどにより防災マップが未作成となっている5団体について、早期に防災マップ作りを支援していく必要がある。                      ④地域における防災意識を高めるため、地域防災の中心的役割を担う自主防災会とその他の地域活動団体とが、まちの災害リスクを共有し、連携できるような環境づくりを行う必要がある。</p> <p>【要配慮者(災害時要援護者)支援】                      (目的)高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。                      (成果)⑤防災ブックの改訂に併せて、「自助」「共助」の重要性について市報・市ホームページに掲載したほか、中央北生涯学習プラザにおいて市民活動団体、学生等による防災活動のパネル展示や尼崎市ケアマネジャー協会と共催による防災×福祉セミナーの実施等、地域住民や福祉専門職の防災意識の向上に取り組んだ。                      ⑥地域の集まりや市政出前講座等の機会に啓発を行い(R1:32回)、新たに1つの社会福祉連絡協議会、8つの福祉協会が名簿を受領し、日頃の見守り、声かけ(R1:19団体)や名簿を活用した避難訓練(R1:8団体)などの取組が進められた。                      ⑦若い世代が新たな地域防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほか、学生等が地域や当事者団体、社会福祉施設と協働する防災訓練等の取組を支援した。(R1:県立尼崎小田高校17回、県立尼崎西高校5回、関西大4回、関西国際大学2回)                      ⑧尼崎市ケアマネジャー協会の災害対策委員会に参画し協力体制などの協議を行うとともに、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)の関係者と情報共有に向けた意見交換を行った。                      ⑨新たに障害者支援施設9施設、特別支援学校1校、ひと咲きタワーを福祉避難所に指定し、充実を図った(R1:36施設)。また、福祉避難所指定10施設において開設運営マニュアルの作成支援を行い、4施設でマニュアルが作成された。また、2施設においてマニュアルに基づく開設運営訓練の支援を行った。                      ⑩「1.17は忘れない」地域防災訓練において、日本医師会災害医療チーム(JMAT)と合同で要配慮者のトリアージ訓練を実施した。                      (課題)⑤⑥⑦地域の防災意識を高め、要配慮者(災害時要援護者)支援に取り組む支援関係者を増やすために、尼崎市社会福祉協議会(市社協)や福祉専門職等の支援関係者と関係部局が連携しながら、市民の共助意識を高めていく必要がある。                      ⑧福祉的な配慮が必要となる要配慮者の避難支援にあたっては、災害時に速やかに福祉専門職からの受援(応援の受入)体制を構築する必要がある。                      ⑨引き続き、災害時の福祉避難所の円滑な開設運営に向け、各施設におけるマニュアル作成や訓練等の実施を支援していく必要がある。</p>	総合戦略	⑤

令和2年度の取組
<p>【違反是正の促進】                      ①違反対象物公表制度を適正に運用するとともに、重大な消防法令違反に対しては、徹底した違反処理(警告、命令等)を引き続き実施する。                      ②予防研修計画に基づく効果的な査察員育成により、予防査察体制の充実を図る。</p> <p>【地域防災力の向上支援】                      ③引き続き自主防災会における防災マップづくりの活動を支援し、全地域での作成を完了させる。さらに、同マップを地域防災訓練・研修会等において活用し、一層の地域における防災意識の高揚とまちの災害リスクの共有を図る。                      ④地域防災力の向上を図るため、自主防災会とその他の地域活動団体とが連携できるような環境づくりを行う。</p> <p>【要配慮者(災害時要援護者)支援】                      ⑤⑥⑦引き続き、高校生、大学生の防災教育の支援や市政出前講座等の様々な機会を捉えて「自助」「共助」の重要性の周知啓発を進めるとともに、みんなの尼崎大学の取組と連携した共助意識を高めるための情報発信について検討を行う。                      ⑧避難行動要支援者や支援関係者等の情報の管理や、地図上で位置情報の可視化が行えるシステムの導入とともに、共助による避難支援の仕組みづくりに向けて市社協や地域振興センターと連携し、個別支援計画の段階的な作成支援に取り組む。                      ⑨併せて、福祉専門職からの受援体制を整備するとともに、災害時に福祉専門職の支援を受けるためのマニュアルを策定する。                      ⑩引き続き、福祉避難所の拡充に向けて、様々な施設と協議を行う。また、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に取り組む。</p>
主要事業の提案につながる項目

## 6 評価結果

<p>・地域防災力の向上に向けて、着実に進んでいる地域の自主的な防災マップづくりを引き続き進めるとともに、地域の特性に応じた効果的な仕組みづくりを進める必要がある。</p> <p>・要配慮者支援においては、本人の身体状況や世帯の状況など、支援対象者の様態が様々であることを踏まえて、それぞれに合ったアプローチ手法を整理する必要がある。</p> <p>・また、避難行動要支援者名簿については、地域の見守り活動の名簿と一体的に管理・運用し、その名簿を活用して地域の見守り活動が実施されるよう推進していく。</p> <p>・これらの平常時の見守り活動を通して避難行動要支援者と支援者がつながることで、災害時や感染症発生時等有事の際にも見守り機能を発揮でき、災害時には避難支援につながる取組へと展開する。</p> <p>・地域での防災訓練の実施にあたっては、災害時の避難所等において発生する人権問題をテーマとした講座を合わせて行うなど、実践に加え学びの場としても活用されるような実施手法を推進する。</p>
---